

Ⅵ. 流域雨水幹線の整備

1. 事業の概要

豪雨時に大量の雨水を安全に流すには、川幅を広げるか新しい川を造る必要がありますが、建物の密集している市街地では川幅を広げたりすることは困難です。そこで、道路の地下に新たな雨水専用の下水道管（雨水管渠）を造り、雨水を集めて排水することで浸水による被害を軽減することができます。

滋賀県では、守山市および栗東市にまたがる浸水被害が発生している区域について、雨水管渠「守山栗東雨水幹線」の整備を行いました。県が幹線管渠を整備し、これに守山市および栗東市が整備する雨水管渠を接続することで、雨水を下流の新守山川に速やかに排水し、浸水による被害を軽減する事業です。

また、雨水対策とあわせて琵琶湖の水質改善をはかるため、この施設の貯留、沈殿機能を活用して汚濁物質を含んだ水を流域下水道幹線に排水して下水処理場で処理する機能を有しています。

2. 守山栗東雨水幹線整備事業

事業概要については、以下のとおりです。

[事業概要]

＜守山栗東雨水幹線＞

排水区域面積：487ha（守山市：246ha、栗東市：241ha）

計画確率規模：10年確率

整備延長：L＝約4,860m

整備断面：放流渠（3連ボックスカルバート） □4,000mm×3,000mm
管渠 φ4,750mm～2,000mm 函渠 □2,000mm×1,600mm

施工箇所：（起点）守山市三宅町 （終点）栗東市出庭

総事業費：約120億円

下水道法事業認可：平成13年3月30日

整備完了：令和5年3月10日

県では平成14年よりこの工事に取り組み、令和5年3月、最上流部の出庭工区（栗東市出庭）の工事完了により、守山栗東雨水幹線の整備が完了しました。現在、幹線管渠に接続する雨水管渠の整備が守山市および栗東市により進められており、これが幹線管渠に接続することで、雨水を下流の新守山川に速やかに排水し、排水区域内の浸水被害を軽減します。

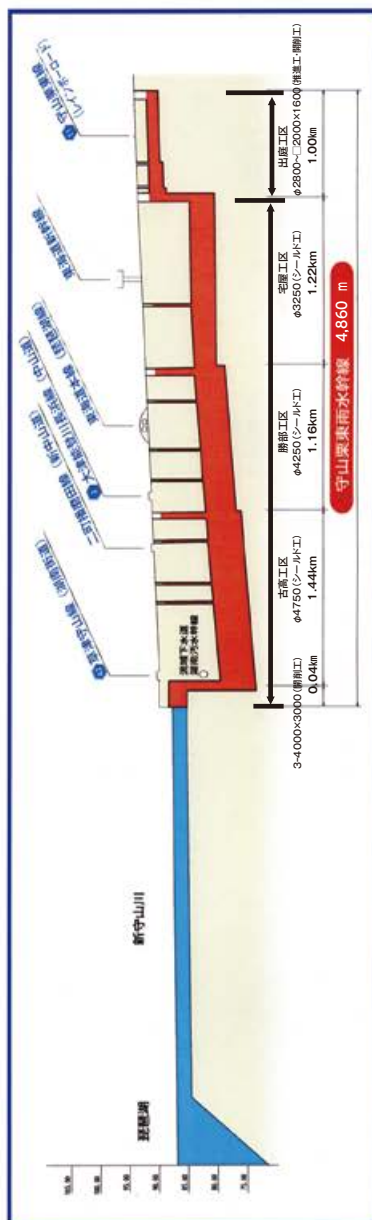
守山市勝部地先では、豪雨時に浸水被害が発生（平成11年梅雨前線等）していましたが、本事業の進捗により、近年は同様の浸水被害は発生していません。

守山栗東雨水 幹線事業概要図

■ 管渠平面図



■ 管渠縦断面図



■ 現況写真



新守山川吐出口 (守山市三宅町)



出度3工区マンホール内部

■ 管渠横断面図

